

**岡山市新庁舎周辺施設整備事業
入札説明書**

令和 7 年 10 月

岡山市

－ 目次 －

第 1	入札説明書の位置づけ	1
第 2	事業の概要	2
1	事業内容に関する内容	2
(1)	事業名称.....	2
(2)	公共施設の管理者の名称	2
(3)	事業の目的.....	2
(4)	本事業の整備基本方針	2
(5)	事業の内容.....	3
第 3	入札参加に関する条件	7
1	入札参加者の備えるべき参加資格要件	7
(1)	入札参加者の構成等	7
(2)	共通の参加資格要件	7
(3)	設計企業の参加資格要件	8
(4)	建設企業の参加資格要件	9
(5)	入札参加表明の確認	12
(6)	入札参加資格の確認	14
第 4	入札の手続き等	15
1	入札の手続き	15
(1)	入札説明書等の公表	15
(2)	入札説明書等に関する質問の受付	15
(3)	入札説明書等に関する質問への回答の公表	16
(4)	入札参加表明書等の受付	16
(5)	入札参加表明確認結果の通知.....	16
(6)	入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明	17
(7)	入札の辞退.....	17
(8)	入札参加表明確認基準日以降の取扱い	17
(9)	貸与資料.....	17
(10)	技術提案書の受付	18
(11)	技術対話.....	19
(12)	技術提案書の改善	19
(13)	技術提案書の改善通知	19
(14)	改善技術提案書の提出	19
(15)	改善技術提案に関する要件の確認結果の通知	20
(16)	改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明.....	20

(17) 改善過程の公表	21
(18) 改善技術提案書に関する確認	21
(19) 入札書の受付	21
(20) 開札	22
(21) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出	22
(22) 本事業を担当する課	24
(23) 入札・契約事務を担当する課	24
2 入札参加に関する留意事項	25
(1) 公正な入札の確保	25
(2) 入札書及び入札価格内訳書の書換え等の禁止	25
(3) 入札の延期等	25
(4) 入札の無効	25
(5) 費用の負担	25
(6) 使用言語及び通貨	25
(7) 技術提案書及び改善技術提案書の取扱い	26
(8) 市の提供する資料の取り扱い	26
(9) 入札保証金	26
(10) 契約条項等の閲覧	26
3 許容価格及び提案の上限価格	27
(1) 許容価格	27
(2) 提案の上限価格	27
第5 事業者の選定	28
1 落札者の決定	28
(1) 落札者の決定方法	28
(2) 総合評価	28
(3) 落札者の決定	28
(4) 低入札価格調査に関する事項	28
(5) 落札者を決定しない場合	29
2 契約手続き等	29
(1) 契約の締結	29
(2) 契約を締結しない場合	29
(3) 費用の負担	29
(4) 契約保証金	29
(5) 契約不適合責任期間	30
第6 その他	29
1 必要事項等の追加	29
2 情報公開及び情報提供	30

【別添資料】

- ・別添資料 1 要求水準書
- ・別添資料 2 落札者決定基準
- ・別添資料 3 様式集
- ・別添資料 4 建設工事請負契約書（案）
- ・別添資料 5 工事の施工に伴う第三者損害に係る補償協定書

【用語の定義】

ア 新庁舎

令和 7 年度時点において建設中の岡山市役所新庁舎をいう。

イ 旧本庁舎

令和 7 年度時点において供用中の岡山市役所本庁舎をいう。

ウ 庁舎前広場

新庁舎完成後、新庁舎の北側に隣接し、新庁舎の敷地内に整備される大屋根ひろば、段々ひろば、多目的スペース、多目的スペース（中 2 階）を総称していう。

エ 広場内建物

新庁舎完成後、新庁舎の北側に隣接し、新庁舎の敷地内に整備される駐車場、備蓄倉庫、トイレ、ごみ置き場、守衛室等を総称していう。

オ 大供公園

サに定義する 2 期工事で整備する都市公園をいう。

カ 周辺施設

庁舎前広場、広場内建物及び大供公園を総称していう。

キ 周辺道路

敷地周辺の境界際にある歩道及び新庁舎ロータリー進入出路をいう。

ク 新庁舎整備

以下の工事を総称していう。

- ・新庁舎の建設工事
- ・旧本庁舎の解体撤去工事

ケ 周辺施設整備

以下の工事を総称していう。

- ・周辺施設の建設工事
- ・周辺道路の整備工事

コ 1 期工事

新庁舎整備のうち、新庁舎の建設工事をいう。

サ 2 期工事

以下の工事を総称していう。

- ・新庁舎整備のうち、旧本庁舎の解体撤去工事
- ・周辺施設の建設工事

・周辺道路の整備工事

シ 設計業務

セに定義する旧本庁舎の解体修正設計業務、周辺施設の建設工事・周辺道路の整備工事の基本設計及び実施設計を行うことをいう。（設計に必要な調査を含む）

ス 建築設計業務

設計業務のうち、セに定義する旧本庁舎の解体修正設計業務及び庁舎前広場及び広場内建物の建設工事の設計を行うことをいう。

セ 旧本庁舎の解体修正設計業務

令和３年度「岡山市本庁舎解体撤去の建築設計業務委託」の成果について、本事業の計画に伴い、成果の精査及び修正設計を行うことをいう。

ソ 造園設計業務

設計業務のうち、大供公園を設計することをいう。

タ 道路設計業務

設計業務のうち、周辺道路を設計することをいう。

チ 建設業務

２期工事を施工することをいう。（施工に必要な調査を含む）

ツ 解体撤去業務

建設業務のうち、旧本庁舎の解体撤去工事を行うことをいう。

テ 建設業務（建築）

建設業務のうち、庁舎前広場及び広場内建物の建設における建築工事を行うことをいう。

ト 建設業務（電気設備）

建設業務のうち、庁舎前広場及び広場内建物の建設における電気設備工事を行うことをいう。

ナ 建設業務（機械設備）

建設業務のうち、庁舎前広場及び広場内建物の建設における機械設備工事を行うことをいう。

ニ 建設業務（造園）

建設業務のうち、大供公園における建設工事を行うことをいう。

ヌ 建設業務（道路）

建設業務のうち、周辺道路における建設工事を行うことをいう。

ネ 工事監理業務

２期工事の工事監理を行うことをいう。

ノ 工事監理業務（解体）

工事監理業務のうち、旧本庁舎の解体撤去工事における工事監理を行うことをいう。

ハ 工事監理業務（建築）

工事監理業務のうち、庁舎前広場及び広場内建物の建設における建築工事の工事監理を行うことをいう。

ヒ 工事監理業務（道路）

工事監理業務のうち、周辺道路における建設工事の工事監理を行うことをいう。

- フ DB（デザインビルド）方式
設計・施工一括発注方式をいう。
- ヘ 設計企業
設計業務、工事監理業務を行う者をいう。
- ホ 建築設計企業
設計企業のうち、建築設計業務及び工事監理業務（解体）並びに工事監理業務（建築）を担当する者をいう。
- マ 造園設計企業
設計企業のうち、造園設計業務を担当する者をいう。
- ミ 道路設計企業
設計企業のうち、道路設計業務及び工事監理業務（道路）を担当する者をいう。
- ム 建設企業
建設業務を行う者をいう。
- メ 解体工事企業
建設企業のうち、解体撤去業務を担当する者をいう。
- モ 建築工事企業
建設企業のうち、建設業務（建築）を担当する者をいう。
- ヤ 電気設備工事企業
建設企業のうち、建設業務（電気設備）を担当する者をいう。
- ユ 機械設備工事企業
建設企業のうち、建設業務（機械設備）を担当する者をいう。
- ヨ 造園工事企業
建設企業のうち、建設業務（造園）を担当する者をいう。
- ラ 道路工事企業
建設企業のうち、建設業務（道路）を担当する者をいう。
- リ 入札説明書等
岡山市新庁舎周辺施設整備事業 入札説明書、別添資料 1～別添資料 5 を総称している。

第1 入札説明書の位置づけ

本入札説明書（以下「本書」という。）は、岡山市（以下「市」という。）が実施する岡山市新庁舎周辺施設整備事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たり、入札参加希望者に配布するものである。本事業に係る入札公告による総合評価一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、本書による。

また、提案書類の作成に当たっては入札説明書等を精読のうえ、遺漏の無いように努めること。

なお、この調達法は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

第2 事業の概要

1 事業内容に関する内容

(1) 事業名称

岡山市新庁舎周辺施設整備事業

※本事業は、新庁舎整備のうち旧本庁舎の解体撤去工事、周辺施設の建設工事及び周辺道路の整備工事を併せた事業である。

(2) 公共施設の管理者の名称

岡山市長 大森 雅夫

(3) 事業の目的

新庁舎は、「人」が集まり、「まち」と繋がり、「歴史」を重ねる「丘のような庁舎」を設計コンセプトとし、令和8年度中の供用開始を目指し整備を進めている。

本事業では、新庁舎の供用開始後において旧本庁舎を解体する。

その敷地に「緑でつながる憩いと賑わいの場」の創出を目指して周辺施設の整備を行う。岡山市（以下「市」という。）は、本事業を行う民間事業者（以下「事業者」という。）の高度な専門技術・提案ノウハウを活用した整備によって、穏やかな市民の憩いの空間や都心に相応しい賑わい空間を周辺施設における日常の風景とすることで、庁舎機能と周辺施設が結びついた立体回遊広場を持つ都心の魅力的な賑わい拠点の創出を目的として、本事業を実施する。

(4) 本事業の整備基本方針

周辺施設は、「緑でつながる 憩いと賑わいの場～市役所筋を中心としたまちなかの緑が人の行動を繋げる。自然と立ち寄りたくなる憩いの場、暮らしを彩る賑わいの場を、岡山ならではのランドスケープデザインによって形成する～」をコンセプトとしている。

本事業では旧本庁舎の跡地に、駐車場及び広場、大供公園を一体的に整備することで、庁舎機能と周辺施設が結びついた立体回遊広場を持つ魅力的な庁舎周辺施設の実現を目指す。

(5) 事業の内容

ア 所在地

岡山市北区大供一丁目地内ほか

イ 施設概要

項目	新庁舎整備		周辺施設整備	
	新庁舎	旧本庁舎 (解体)	庁舎前広場 広場内建物	大供公園
	(参考) 1 期工事	2 期工事	2 期工事	
敷地面積	約 13,960 m ² (新庁舎部分は 約 7,656 m ²)	約 10,859.12 m ²	約 13,960 m ² (庁舎前広場・ 広場内建物部分は 約 6,304 m ²)	約 4,331 m ²
指定容積 率	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%	500%/400% (加重平均 443%)	600%/500%
用途地域	商業地域	商業地域	商業地域	
防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域/ 準防火地域	防火地域 (6,032 m ²) / 準防火地域 (7,928 m ²)	防火地域
指定 建ぺい率	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80%⇒90% (角地：10%緩和)	80% 岡山市公園条例第 2 条の 4 より、「原 則、建築物の面積 総計は 100 分の 4 以下 (例外規定有: 施行規則第 1 条の 2 において特例が 認められる場合)」 とすること。
用途	庁舎	庁舎	地下 2 階、地下 1 階、1 階：駐車場 (300 台程度) 屋外、中 2 階：庁舎 前広場	公園
構造/階数	鉄骨造 (一部、鉄骨鉄 筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造) 中間免震+制振構造地 上 17 階 (中 2 階を含 む) 地下 2 階	(高層部) 鉄骨鉄筋 コンクリート造 地 下 2 階、地上 9 階建 (低層部) 鉄筋コン クリート造地下 1 階、地上 3 階	鉄筋コンクリート造 (予定) 地上 2 階 (中 2 階を含む) 地下 2 階	—
延床面積	56,318 m ²	27,747 m ²	13,803 m ² (入札公告時において 示す施設計画の面積)	—
建設年月	令和 8 年 5 月末予定	昭和 43 年 6 月	令和 13 年度末予定	

※点線内は、本事業の事業範囲を示す

ウ 周辺道路等

東側：市道現況幅員 15m

南側：市道現況幅員 6m（1期工事にて拡幅予定）

西側：市道現況幅員 11m（2期工事にて拡幅予定）

県道（173号線）現況幅員 36m

エ 事業期間

契約日から令和14年3月31日まで

オ 実施内容及び実施期間（予定）

実施内容	実施期間	技術者専任時期
来庁者の安全対策・確保等の仮設計画、旧本庁舎の解体修正設計業務、基本設計、実施設計、関係法令許認可手続き	令和8年度～令和10年度	-
旧本庁舎解体撤去工事	令和9年度～令和11年度	令和9年4月1日
周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）	令和11年度～令和13年度	令和11年4月1日
周辺道路整備工事の建設業務（道路）	令和12年度～令和13年度	令和13年2月1日

※「技術者専任時期」とは、「第3/1 入札参加者の備えるべき参加資格要件」に示す技術者を専任で配置する時期のことをいう。

カ 事業の手法

本事業はDB（デザインビルド）方式を採用する。

キ 本事業の契約形態

(ア) 市と落札者は、落札者決定後速やかに、本事業に係る仮契約を締結する。

(イ) 市と事業者は、本市議会議決後に、本事業に係る建設工事請負契約を締結する。

ク 業務内容

事業者は、市と締結する建設工事請負契約に基づき以下の業務内容を行う。下記業務には事業の履行に必要な許認可の取得等を含むものとする。

(ア) 設計業務

(イ) 建設業務

(ウ) 工事監理業務

(エ) その他（補助金申請の資料作成等）

ケ 事業者の収入

事業者の収入について、会計年度における請負代金額の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）及び出来高予定額は、表2-1のとおりとし、本事業に係る建設工事請

負契約に基づき、事業者の行う業務の対価として市が事業者に対し支払う。

表 2-1：各年度の出来高予定額及び支払限度額

年度	年度支払限度額（円：税込）	出来高予定額（円：税込）
令和 8 年度	出来高予定額の 10 分の 10	契約金額の 0.4%
令和 9 年度	出来高予定額の 10 分の 10	契約金額の 4.8%
令和 10 年度	出来高予定額の 10 分の 10	契約金額の 10.9%
令和 11 年度	出来高予定額の 10 分の 10	契約金額の 26.9%
令和 12 年度	出来高予定額の 10 分の 10	契約金額の 19.5%
令和 13 年度	残額	残額

コ スケジュール（予定）

本事業における事業者の選定スケジュール（予定）は、表2-2のとおりとする。

表 2-2：本事業の事業者選定スケジュール

時期	内容
令和7年10月20日（月）	入札公告、入札説明書等の公表
令和7年10月21日（火） ～ 11月 4日（火）	入札説明書等に関する質問の受付
令和7年11月18日（火）	入札説明書等に関する質問回答書の公表
令和7年12月 5日（金） ～ 12月10日（水）	入札参加表明書の受付
令和7年12月26日（金）	入札参加表明書の確認結果の通知
令和8年 1月14日（水）	入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明 （入札参加者からの書面の提出期限）
令和8年 1月21日（水）	入札参加表明の確認を認められない者への回答期限
令和8年 3月11日（水） ～ 3月13日（金）	技術提案書の受付
令和8年 4月15日（水） ～ 4月17日（金）	技術対話
令和8年 4月30日（木）	改善通知
令和8年 5月26日（火） ～ 5月29日（金）	改善技術提案書及び入札書の受付
令和8年 7月 3日（金）	開札
令和8年 7月6日（月） ～ 7月10日（金）	参加資格確認審査
令和8年 7月中旬	落札者の決定
令和8年 7月下旬	建設工事請負契約（仮契約）の締結
令和8年 9月中旬	建設工事請負契約（本契約）の締結

サ 法令等の遵守

本事業の実施にあたり、遵守すべき法令（施行令及び施行規則等を含む。）及び条例等はいずれも業務実施時点の最新のものを適用すること。

第3 入札参加に関する条件

1 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

- ア 入札参加者は、設計企業（建築設計企業、造園設計企業、道路設計企業）、建設企業（解体工事企業、建築工事企業、電気設備工事企業、機械設備工事企業、造園工事企業、道路工事企業）によって構成される特定建設工事共同企業体（甲型）（以下「建設 JV」という。）とし、建設 JV を構成する者を構成員という。なお、入札参加表明書提出時に構成員の企業名を表明するものとする。
- イ 参加資格要件を満足する場合は同一の企業が複数の業務を実施することができる。（別紙 2 参照）
- ウ 入札参加者の構成員のうち、構成員を代表して入札手続き・契約手続き等を行う企業を代表構成員という。また、代表構成員以外の構成員をその他構成員という。
- エ 入札参加者の構成員（入札参加表明書提出以降、市がやむを得ない事情と認めた場合、並びに入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成員を含む。）は、他の入札参加者の構成員になることはできない。また、以下の者についても、他の入札参加者の構成員になることはできない。
 - (ア) 構成員となる企業の代表者が同じ場合は、同一の入札において、共同企業体の構成員として 2 者以上参加できない。
 - (イ) 事業協同組合及び当該事業協同組合の組合員が他の入札参加者の組合員として参加している場合における当該事業協同組合又は当該事業協同組合の組合員
- オ 入札参加者は、建設 JV を結成して参加し、全ての構成員が建設 JV に出資すること。また、出資比率は問わない。なお、構成員の企業数の上限は任意とする。
- カ 代表構成員は構成員中最大の出資者とする。
- キ 代表構成員は建築工事企業の構成員とし、他の構成員は本事業の実施に関して各々適切な役割を担うものとする。
- ク 入札参加表明書提出以降、入札参加者の構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うものとする。

(2) 共通の参加資格要件

- ア 入札参加者は、期日の指定等がない場合には開札日時点において、各参加資格要件を満たす者とする。
- イ 全ての構成員は、「岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について」に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。なお、令和 8 年度の特定期間名簿への登載を希望する場合は、「令和 8 年度 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項」に基づき、申請を行うこと。
- ウ 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険（以下「社会保険等」という。）の加入義務がある者で、社会保険等に未加入の者は本事業の入札に参加できない。
- エ 参加資格要件に示す技術者を、契約時から配置すること。なお、建設業務については契約時から「第 2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す技術者専任時期までは

非専任で配置することができる。

オ 次に該当する者は、入札参加者の構成員となることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び岡山市契約規則第 2 条第 1 項の規定に該当する者。
- (イ) 岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づく指名停止又は指名留保期間中の者。
- (ウ) 岡山市入札契約等に係る暴力団等排除対策要綱第 2 条第 3 号に規定する役員等のうちに同条第 6 号に規定する暴力団関係者に該当する者のあるもの、又は暴力団関係者がその事業活動を支配する者。
- (エ) 市が本事業に係るアドバイザー業務を委託している者及びその者と当該アドバイザー業務において提携関係にある者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。この場合において、「当該アドバイザー業務において提携関係にある者」とは、当該アドバイザー業務の下請企業として業務に携わっている者をいい、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本事業に関し、市のアドバイザー業務を行う者及びアドバイザー業務の下請企業として業務に携わっている者は以下のとおりである。

- ・ 株式会社長大 東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 20 番 4 号

- ・ はぜのき法律事務所 東京都中央区築地 2 丁目 3 番 4 号メトロシティ築地新富町 601 号

(3) 設計企業の参加資格要件

ア 建築設計企業

建築設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築設計企業が複数の場合は、いずれか 1 者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)及び(イ)を満たすこと。また、(イ)及び(ウ)の業務を一つの実績で満たす必要はない。

- (ア) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。委任先がある場合は、委任先が一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、1 棟で下記 a から e までを全て満たす建築物の設計業務を元請で契約し、平成 22 年 4 月 1 日以降に完了した実績を有すること。
（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限り、実績として認める。）
 - a. 新築、増築又は改築
 - b. 立体駐車場（国土交通省告示第八号、別添二 建築物の類型一 第 1 類に示す類似建築物）（他の用途を併用・併設する建物の場合は駐車場部分に限る）
 - c. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - d. 1 棟あたりの延面積が 3,400 m²以上（ただし、増築の場合は、既存部分の面積は含

まないものとし、他の用途を併用・併設する場合は、駐車場部分に限る)

e. 地下の階数が2以上

(ウ) 入札参加表明書の提出期限日において、1棟で下記aからdまでを全て満たす建築物の設計業務を元請で契約し、平成22年4月1日以降に完了した実績を有すること。

(※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の6以上のものに限り、実績として認める。)

a. 建築物の解体、新築、増築又は改築

b. 鉄骨鉄筋コンクリート造

c. 1棟あたりの延面積が13,900㎡以上

d. 地下の階数が1以上

(イ) 建築設計企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士を、管理技術者(設計)、照査技術者及び管理技術者(工事監理)として3名配置すること。ただし、それぞれ同一のものが兼ねることはできない。

(ロ) 建築設計企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士を、設計業務のために4名以上配置すること。建築設計企業が複数の場合は、企業毎に1名以上配置すること。また、(イ)の管理技術者(設計)と兼ねることができる((イ)の要件とあわせ、最低6名の一級建築士の配置を必要とする)。

イ 造園設計企業

造園設計企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、造園設計企業が複数の場合は、いずれか1者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)を満たすこと。

(ア) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程別表の「造園部門」に登録があること。

(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、国又は地方公共団体が発注した公園の基本設計又は実施設計業務を元請で契約し、平成22年4月1日以降に完了した実績を有すること。(※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の6以上のものに限り、実績として認める。)

(ウ) 建設コンサルタント登録規程別表に掲げる造園部門に係る技術士、造園部門に係るシビルコンサルティングマネージャ又は、登録ランドスケープアーキテクト(RLA)のいずれかの資格を有している者で、造園設計企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できる者を配置すること。

ウ 道路設計企業

道路設計企業は、次の要件を満たすこと。

(ア) 国土交通省の建設コンサルタント登録規程別表の「道路部門」に登録があること。

(4) 建設企業の参加資格要件

ア 解体工事企業

解体工事企業は以下の要件を全て満たすこと。なお、解体工事企業が複数の場合は、いずれか1者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)、(イ)及び(ウ)を満たすこと。

(ア) 解体工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

(イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(以下「最新の経審」という。)における解体工事の総合評定値が1,060

点以上であること。

- (ウ) 解体工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における解体工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、旧本庁舎解体撤去工事の技術者専任時期から専任で配置すること。
- (エ) 入札参加表明書の提出期限日において、1 棟で下記 a から c を全て満たす建築物の解体工事を元請で契約し、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。（建築一式工事、解体工事又はとび・土工・コンクリート工事に限る。）
（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限り、実績として認める。）
 - a. 鉄骨鉄筋コンクリート造
 - b. 1 棟あたりの延べ面積が 13,900 m²以上
 - c. 地下の階数が 1 以上、地上 5 階以上

イ 建築工事企業

建築工事企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、建築工事企業が複数の場合は、いずれか 1 者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)、(イ)、(ウ)及び(オ)を満たすこと。

- (ア) 建築工事業に係る特定建設業の許可（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可。以下同様とする。）を受けていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における建築一式工事の総合評定値が 1,120 点以上であること。
- (ウ) 建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。
- (エ) 入札参加表明書の提出期限日において、1 棟で次の a から d を全て満たす工事を元請で契約し、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成・引渡し完了した実績を有すること。（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の 10 分の 6 以上のものに限る、実績として認める。）
 - a. 新築、増築又は改築工事
 - b. 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - c. 1 棟あたりの延べ面積が 6,900 m²以上
 - d. 地下の階数が 2 以上

※ただし、増築工事の場合は既存部分の面積は含まないものとする。

- (オ) 建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる一級建築士の資格を有する者を雇用していること。
- (カ) 公告に定める開札日時点において、建築工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる現場代理人を配置すること。なお、議決予定日において、他の工事に配置していないこと。

ウ 電気設備工事企業

電気設備工事企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、電気設備工事企業が複数の場合は、いずれか1者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)、(イ)及び(ウ)を満たすこと。

- (ア) 電気工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における電気工事の総合評価値が、920点（電気設備工事企業の構成員が2以上の場合は総合評価値が1番高くなる者を除き810点）以上であること。
- (ウ) 電気設備工事企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における電気工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。
- (エ) 入札参加表明書の提出期限日において、1棟で次のa、bを全て満たす電気工事を元請で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡しが完了した実績を有すること。
（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の6以上のものに限り、実績として認める。）
 - a. 建築工事（新築、増築又は改築に限る。）に伴う工事
 - b. 建築物の構造が(a)、(b)を満たすこと
 - (a) 建築物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (b) 1棟あたりの延べ面積が6,900㎡以上※ただし、増築工事の場合は既存部分の面積は含まないものとする。

エ 機械設備工事企業

機械設備工事企業は、次の要件を全て満たすこと。なお、機械設備工事企業が複数の場合は、いずれか1者が次の要件を全て満たし、その他企業は(ア)、(イ)及び(ウ)を満たすこと。

- (ア) 管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における管工事の総合評価値が、910点（機械設備工事企業の構成員が2以上の場合は総合評価値が1番高くなる者を除き770点）以上であること。
- (ウ) 機械設備工事企業の構成員となる企業に3か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における管工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。
- (エ) 入札参加表明書の提出期限日において、1棟で次のa、bを全て満たす管工事を元請で契約し、平成22年4月1日以降に完成・引渡しが完了した実績を有すること。（※共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が均等割の10分の6以上のものに限り、実績として認める。）

り、実績として認める。)

- a. 建築工事（新築、増築又は改築に限る。）に伴う工事
- b. 建築物の構造が(a)、(b)を満たすこと
 - (a) 建築物の構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造
 - (b) 1棟あたりの延べ面積が 6,900 m²以上

※ただし、増築工事の場合は既存部分の面積は含まないものとする。

オ 造園工事企業

造園工事企業は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 造園工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における造園工事の総合評定値が 860 点以上であること。
- (ウ) 造園工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における造園工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 2/1/(5)/オ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、周辺施設整備工事の建設業務（建築、電気設備、機械設備、造園）の技術者専任時期から専任で配置すること。

カ 道路工事企業

道路工事企業は、次の要件を全て満たすこと。

- (ア) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 入札参加表明書の提出期限日において、有効な最新の経審における舗装工事の総合評定値が 790 点以上であること。
- (ウ) 道路工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できるオペレータ資格取得者を 3 人以上有する者を雇用していること。（岡山市建設工事競争入札参加資格要件の設定に関する要綱第 3 条第 1 項第 9 号キの規定による。）
- (エ) 道路工事企業の構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属していることが確認できる建設業法における舗装工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本事業に配置すること。なお、「第 2/1/(5)/カ 実施内容及び実施期間（予定）」に示す、周辺道路整備工事の建設業務（道路）の技術者専任時期から専任で配置すること。

(5) 入札参加表明の確認

ア 入札参加表明時に、上記 (3) 及び (4) に示す最新の経審、並びに実績要件を確認する。

当該要件を確認する日（以下「入札参加表明確認基準日」という。）は、入札参加表明書の提出期限日（令和 7 年 12 月 10 日（水））とする。

イ 入札参加表明に当たっては、次の書類を提出するものとする。

様式番号	書類名	部数
2-1	入札参加表明書	1 部
2-2	構成員一覧表	1 部
2-3	委任状（代表構成員）	1 部
2-4	委任状（復代理人）	1 部

様式番号	書類名	部数
2-5	印鑑証明書（入札説明書等の公表日以降に交付されたもの。）※	1 部
2-6	資本関係又は人的関係等にある者に該当しないことに関する誓約書（添付書類） ・ 自社発行株式の被保有状況及び他社発行株式の保有状況が確認できるもの（決算報告書、有価証券報告書等直近のもの） ・ 履歴事項全部証明書（入札説明書等の公表日以降に交付されたもの）	1 部
2-7-1	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 3 ） / ア / （ イ ）」の実績を証する書類【建築設計企業】	1 部
2-7-2	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 3 ） / ア / （ ウ ）」の実績を証する書類【建築設計企業】	1 部
2-8	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 3 ） / イ / （ イ ）」の実績を証する書類【造園設計企業】	1 部
2-9	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / ア / （ エ ）」の実績を証する書類【解体工事企業】	1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / ア / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【解体工事企業】	構成員各 1 部
2-10	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / イ / （ エ ）」の実績を証する書類【建築工事企業】	1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / イ / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【建築工事企業】	構成員各 1 部
2-11	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / ウ / （ エ ）」の実績を証する書類【電気設備工事企業】	1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / ウ / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【電気設備工事企業】	構成員各 1 部
2-12	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / エ / （ エ ）」の実績を証する書類【機械設備工事企業】	1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / エ / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【機械設備工事企業】	構成員各 1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / オ / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【造園工事企業】	構成員各 1 部
-	「入札説明書 第 3 / 1 / （ 4 ） / カ / （ イ ）」を証する最新の経審の写し【道路工事企業】	構成員各 1 部
2-13	特定建設工事共同企業体協定書	1 部

※有資格者名簿又は特定調達名簿に登載されている者は、当該名簿に登載されている届出印を使用すること。その場合、印鑑証明書の提出は不要である。

※「第 4 / 1 （ 9 ）」に示す貸与資料を貸与希望者は上記入札参加表明書等に加えて、貸与資料に係る借用書（様式 1-1）を提出すること。なお、入札参加表明の確認を認められた入札参加者へのみ貸与する。

ウ 入札参加表明確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、代表構成員以外の構成員が入札参加資格の要件を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入

札参加資格の要件を欠いた構成員に代わって、入札参加資格の要件を有する構成員を補充し、実績等を確認し、市が認めた場合は入札に参加できるものとする。なお、この場合の補充する構成員の入札参加表明確認基準日は、当初の構成員が入札参加資格の要件を欠いた日とする。

(6) 入札参加資格の確認

- ア 入札参加資格確認基準日は、開札日（令和 8 年 7 月 3 日（金））とする。
- イ 入札参加資格確認申請書類及び申請方法については、「第 4 入札の手続等」に示すとおりとする。
- ウ 開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者の構成員が次の各号に該当した場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。
 - (ア) 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - (イ) 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - (ウ) 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - (エ) 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
 - (オ) 当該入札前に発生した事案により岡山市指名停止基準（以下「指名停止基準」という。）に基づき指名停止又は指名留保されたとき。
 - (カ) 前号の規定にかかわらず、指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号、第 9 項又は第 11 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
 - (キ) 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。
- エ 落札者決定日の翌日から建設工事請負契約の締結に係る市議会の議決日までの間、落札者の構成員が次の各号に該当し入札参加資格を欠くに至った場合、市は事業者と建設工事請負契約を締結しない。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
 - (ア) 手形の不渡り、債権譲渡等により経営状態が著しく悪いとき。
 - (イ) 入札に当たって不正の行為があったとき。
 - (ウ) 建設業の許可を失う等、契約の相手方としての資格を欠くこととなったとき。
 - (エ) 工事の請負契約において、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項の審査を受けていないとき又は同法第 27 条の 27 及び第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知を受けていないとき。
 - (オ) 役員等（構成員が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、構成員が法人である場合にはその役員、その支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき
 - (カ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

- (キ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (ク) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (ケ) 役員等が、暴力団関係法人等（暴力団、暴力団関係者（暴力団員、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等をいう。）であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき。
- (コ) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(カ)から(ケ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (カ) (カ)から(ケ)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((コ) に該当する場合を除く。)に、市長が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
- (シ) 入札、随意契約のための見積り又は契約の履行に際し、暴力団関係者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に届け出なかったとき。
- (ス) 指名停止基準別表第 7 項第 1 号ア若しくは第 2 号ア、第 8 項第 1 号又は第 9 項のいずれかに該当することを理由として指名停止されたとき。
- (セ) 前各号のほか、法令等に違反し、契約の目的が達せられないと認められるとき。

2 令和 8 年度 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項の公表

「令和 8 年度 特定調達契約に係る入札参加資格審査申請書提出要項」は令和 8 年 2 月上旬頃に第 4/1/(1)に示す、市のホームページで公表を予定している。

第4 入札の手続き等

1 入札の手続き

(1) 入札説明書等の公表

令和 7 年 10 月 20 日（月）に入札説明書等を本事業のホームページにおいて公表する。
入札説明書等に関する入札説明会は開催しない。

ホームページ <https://www.city.okayama.jp/shisei/0000072078.html>

(2) 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を、下記の受付期間内に受け付ける。

- ア 入札説明書等に関する質問がある場合は、入札説明書等に関する質問書（様式 1-2）に記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel 2019 で読取りが可能なもの）を添付し、岡山市総務局総務部新庁舎整備課に送付して提出するものと

する。

- イ 電話やファクシミリ、口頭による質問は受け付けない。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。
- ウ 送信には使用する電子計算機の性能、電気通信回線への接続状況等の良否により所要時間に差が生じることから、時間的な余裕を持って質問すること。
- エ メールの件名は「入札説明書等に関する質問（岡山市新庁舎周辺施設整備事業）」とすること。

受付期間：令和 7 年 10 月 21 日（火）午前 8 時 30 分から令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで

(3) 入札説明書等に関する質問への回答の公表

入札説明書等に関する質問への回答は令和 7 年 11 月 18 日（火）までに、本事業のホームページ（<https://www.city.okayama.jp/shisei/0000072078.html>）において公表する。電話等による問合せには応じない。

(4) 入札参加表明書等の受付

本事業の入札に参加を希望する者は、次により入札参加表明書等の提出を行わなければならない。期限までに入札参加表明書等を提出しない者は、入札に参加することができない。

ア 提出書類

様式集「第 3 提出要領/2 入札参加表明書等に関する提出書類」に従い、提示を求めている事項について記述の上、提出すること。

イ 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

ウ 受付期間

(ア) 持参

令和 7 年 12 月 5 日（金）午前 8 時 30 分から令和 7 年 12 月 10 日（水）午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）

(イ) 郵送または託送

令和 7 年 12 月 10 日（水）必着

エ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(5) 入札参加表明確認結果の通知

入札参加表明確認結果は、入札参加表明書を提出した代表構成員に対して、令和 7 年 12 月 26 日（金）までに郵送により通知する。

なお、入札参加表明の確認を認められた企業名及び企業数等については公表しない。

(6) 入札参加表明の確認を認められない者に対する理由の説明

入札参加表明確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表構成員の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた代表構成員に対して、令和 8 年 1 月 21 日（水）までに書面により回答する。

ア 提出方法

持参による。

イ 提出期限

令和 8 年 1 月 14 日（水）午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び休日を除く。）

ウ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(7) 入札の辞退

入札参加表明の確認を認められた入札参加者が、入札を辞退する場合は、入札書提出期限までに、入札辞退届（様式 3）を提出すること。ただし、特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。

ア 提出方法

郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

イ 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）必着

ウ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(8) 入札参加表明確認基準日以降の取扱い

本書「第 3 / 1 / （ 5 ） / ウ」を参照すること。

(9) 貸与資料

技術提案書の作成に当たっては、以下の貸与資料を参考とすること。貸与希望者は入札参加表明書の提出と併せて、貸与資料に係る借用書（様式 1-1）を提出すること。なお、入札参加表明の確認を認められた入札参加者へのみ貸与する。入札参加表明の確認結果の通知と併せて CD-R 等の電子媒体へ格納し代表構成員に貸与するので、改善技術提案書の提出時に返却すること。

資料番号	資料名称
貸与資料 1	敷地データ（求積図・座標図）
貸与資料 2	事業用地の地質調査結果に関する資料
貸与資料 3	（参考）岡山市本庁舎解体撤去工事 実施設計図

貸与資料 4	岡山市庁舎解体撤去工事報告書（石綿分析結果報告書）
貸与資料 5	1 期工事との取り合い条件等
貸与資料 6	岡山市役所新庁舎の周辺施設（大供公園・庁舎前広場）に関するアンケート調査報告書
貸与資料 7	1 期工事法手続き関係資料
貸与資料 8	（参考）1 期工事設計図（建築、構造、電気設備、空調設備、衛生設備）
貸与資料 9	交通解析結果報告書
貸与資料 10	（参考）1 期工事施工図
貸与資料 11	事業用地の上下水道管路図の情報に関する資料
貸与資料 12	キャブシステムに関する資料
貸与資料 13	夜景照明イメージパース
貸与資料 14	（参考）空地算定資料

(10) 技術提案書の受付

入札参加表明の確認を認められた入札参加者は、様式集に示す技術提案書を次のとおり提出すること。なお、提出は代表構成員が行うこと。

ア 技術提案書及び技術提案書の電子データの提出について

(ア) 提出書類

技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

様式番号	書類名	部数
4-1	・技術提案書及び要求水準書に関する誓約書	1 部
4-3	・企業名称対応表	1 部
4-4	・周辺施設の面積表	1 部
5-1～5-8	・技術提案書	正 1 部 副 26 部
6-1～6-5	・図面集	正 1 部 副 26 部
-	・電子データ（CD-R 又は DVD-R）	1 部

※様式集「第 3 提出要領/ 4 技術提案書に関する提出書類」「第 3 提出要領/ 5 提案内容に関する提出書類」「第 3 提出要領/ 6 図面集」に従い、提案・提示を求めている事項について記述の上、提出すること。

(イ) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

(ウ) 受付期間

ア) 持参

令和 8 年 3 月 11 日（水）午前 8 時 30 分から令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び休日を除く。）

イ) 郵送又は託送による場合

令和 8 年 3 月 13 日（金）必着

(I) 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(11) 技術対話

技術対話は、令和 8 年 4 月 15 日（水）から令和 8 年 4 月 17 日（金）まで（休日を除く。）に、入札参加者ごとに実施する予定である。なお、実施する場合、日時及び場所等は詳細が決定し次第、市より代表構成員に通知する。

入札参加者側の出席者は、技術提案書の内容を十分に理解し説明できる者とし、6 名まで可とするが、各構成員となる企業に 3 か月以上継続して所属している者に限る。なお、雇用の証となる社会保険加入関係の写し等（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し等）を技術対話の当日に持参すること。

入札参加者は当該対話の議事記録を（様式 4-5）を用いて作成し、電子メールに作成した議事記録を添付し、岡山市総務局総務部新庁舎整備課に送付して提出するものとする。持参、郵送による提出は受け付けない。市は提出者に、受領確認の電子メールを送付する。

対話議事記録受付期間：技術対話開催の日から令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時まで

(12) 技術提案書の改善

ア 上記（11）に示す技術対話において、技術提案書の記載内容につき、次のいずれかの場合が生じたときは、入札参加者は既に提出した技術提案書を改善することができる。

（ア）市が入札参加者に改善を求め、入札参加者が応じた場合

（イ）入札参加者が改善の提案を行い、市が採用した場合

イ 上記ア/（ア）において、市が入札参加者に改善を要請し、技術提案書の再提出を求めるのは、次の場合に限定する。

（ア）要求水準に係る指摘

要求水準を満足していることを技術提案書から確認できない場合

（イ）追加資料の提出

技術提案の実現性や安全性等を確認するための資料が不足している場合

(13) 技術提案書の改善通知

市は、技術対話の結果等を踏まえ、市が入札参加者に改善を要請した事項、又は入札参加者自らによる改善提案があった場合は、その採用の可否を記載する改善通知を、令和 8 年 4 月 30 日（木）までに通知する。

(14) 改善技術提案書の提出

入札参加者が上記（13）に示す改善通知を受領した場合は、その内容に従い、改善技術提案書を次のとおり提出すること。ただし、改善通知における記載事項以外の提案内容の変更、修正等は認めない。なお、提出は代表構成員が行うこと。

ア 改善技術提案書及び改善技術提案書の電子データの提出について

(ア) 提出書類

改善技術提案書の提出時は、次の書類を提出すること。

様式番号	書類名	部数
4-2	・改善技術提案書及び要求水準書に関する誓約書	1 部
4-3	・企業名称対応表	1 部
4-4	・周辺施設の面積表	1 部
4-5	・技術対話の議事記録	1 部
5-1～5-8	・改善技術提案書	正 1 部 副 26 部
6-1～6-5	・図面集	正 1 部 副 26 部
-	・電子データ (CD-R 又は DVD-R)	1 部

※様式集「第 3 提出要領/4 技術提案書に関する提出書類」「第 3 提出要領/5 提案内容に関する提出書類」「第 3 提出要領/6 図面集」に従い、提案・提示を求めている事項について記述の上、提出すること。

(イ) 提出方法

持参、郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）による。なお、上記以外の方法によるものは認めない。

(ウ) 受付期間

ア) 持参

令和 8 年 5 月 26 日（火）午前 8 時 30 分から令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び休日を除く。）

イ) 郵送又は託送による場合

令和 8 年 5 月 29 日（金）必着

(エ) 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(15) 改善技術提案に関する要件の確認結果の通知

提出された改善技術提案書について、要求水準を満たしていることを確認し、当該確認結果を令和 8 年 6 月 5 日（金）までに代表構成員に対して通知する。

(16) 改善技術提案に関する要件の確認を認められない者に対する理由の説明

改善技術提案に関する要件の確認結果の通知により、当該確認を認められなかった入札参加者は、市に対してその理由について、次のとおり、書面（様式自由。ただし、代表構成員の代表者印を要する。）を提出することにより、説明を求めることができる。

市は、説明を求められたときは、説明を求めた代表構成員に対して、令和 8 年 6 月 10 日（水）までに書面により回答する。

ア 提出方法

持参による。

イ 提出期限

令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び休日を除く。）

ウ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(17) 改善過程の公表

契約締結後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表する。

(18) 改善技術提案書に関する確認

改善技術提案書を審査するにあたって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に当該内容確認を行うことができる。確認事項については、書面により代表構成員に通知する。

(19) 入札書の受付

入札参加者は、様式集に示す「入札書及び入札価格内訳書（様式 7-2、様式 7-2-1、様式 7-2-2）（以下「入札書等」という。）」を次のとおり提出すること。なお、提出は代表構成員が行うこと。

ア 提出書類

入札時は次の書類を提出すること。

様式番号	書類名	部数
7-1	・ 入札書	1 部
7-2	・ 入札価格内訳書	1 部
7-2-1	・ 入札価格内訳書（年割）	1 部
7-2-2	・ 入札価格内訳書（建設業務・設計業務・工事監理業務）	1 部
-	・ 電子データ（CD-R 又は DVD-R）	1 部

※様式集「第 3 提出要領/ 7 入札書に関する提出書類」に従い、提示を求めている事項について記述の上、提出すること。

イ 提出方法

- (ア) 郵送（岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便に限る。）による。ただし、岡山大供郵便局に期限内必着のこと。
- (イ) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印（押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。）したものを指定封筒に入れ、密封して提出すること。
- (ウ) 指定封筒のサイズや記載内容については、後記「入札書等郵送についての注意事項」を参照し、作成すること。
- (エ) 指定封筒の表面に「岡山市新庁舎周辺施設整備事業 入札書等在中」と記載すること。
- (オ) 封筒の裏面に名称、代表構成員名、所在地及び商号又は名称等を記載すること。
- (カ) 電子データは入札書の提出用封筒とは別封筒で郵送すること。別封筒の表面の記載は「岡山市新庁舎周辺施設整備事業 入札価格に関する電子データ在中」とすること。
- (キ) 電子データには、「様式 7-2 入札価格内訳書」から「様式 7-2-2 入札価格内訳書（建

設業務・設計業務・工事監理業務)」を保存すること。

ウ 提出期限

令和 8 年 5 月 29 日（金）必着

（ただし、必ず上記(12)の技術提案書の改善通知を確認した後に郵送すること）

エ 提出先

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所 ⑫ 契約課

(20) 開札

入札書の開札は、次のとおり行う。

ア 日時

令和 8 年 7 月 3 日（金）午後 1 時 30 分

イ 場所

岡山市北区大供一丁目 1 番 1 号岡山市役所本庁舎 5 階入札室

（新庁舎に移転した場合は、市のホームページに掲載する）

ウ 開札における留意事項

- (ア) 入札回数は 1 回とする。
- (イ) 開札は、入札参加者のうち立会いを希望する者を立ち会わせて執行するものとする。
この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で 5 人を立ち会わせるものとし、
立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせるものとする。
- (ウ) 開札の立会人は、代表構成員の代表者若しくは受任者又はその代理人（代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。）とする。立会を行う者は、各入札参加者で 1 名とする。また、代理人が開札に立会う場合、委任状（開札の立会い）（様式 7-3）を、当日持参すること。
- (エ) 入札執行者は、開札の結果、入札参加者の入札が、下記（21）に示す一般競争入札参加資格確認申請書に基づき参加資格の有無の確認を行うまでもなく、本書の「第 4/2 / (4)」のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (オ) 入札執行者は、開札の結果、上記(エ)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書を提出した入札参加者が 1 人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出したものがない場合は入札を不調とする。
- (カ) 談合の疑いが認められる場合は、入札を中止又は延期することがある。
- (キ) 上記(オ)又は(カ)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることがある。
- (ク) 上記(カ)又は(キ)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書を無効とする。
- (ケ) 本入札には、建設工事の積算疑義申立手続に関する要綱は適用しない。
- (コ) 市は本入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

(21) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

市は、落札者決定基準に基づき入札参加資格確認対象者を決定する。入札参加資格確認対

象者は様式集に示す総合評価一般競争入札参加資格確認申請書及び添付書類を次のとおり提出すること。なお、提出は代表構成員が行うこと。

ア 提出書類

入札参加資格確認申請時は次の書類を提出すること。

様式番号	書類名	部数
8-1	・総合評価一般競争入札参加資格確認申請書	1 部
8-2	・指名停止等措置状況調書	1 部
8-3-1 ～8-3-2	・配置予定技術者等調書【建築設計企業】（入札説明書 第3/1/ （3）/ア関係） ・契約締結先（契約締結に係る委任先がある場合は委任先）の建築士 事務所登録証明書（写し可）※証明書の発行日が本入札の開札日 から3か月以内のもの）	1 部
8-4	・配置予定技術者等調書【造園設計企業】（入札説明書 第3/1/ （3）/イ関係） ・現況報告書（建設コンサルタント登録規程第7条関係様式第16 号）の国土交通省の確認印のある表紙及び登録部門のわかる部分の写 し	1 部
8-4-1	・実務経験証明書（建設コンサルタント登録規程別表に掲げる造園部 門に係る技術士を配置する場合のみ）	1 部
-	【道路設計企業】 ・現況報告書（建設コンサルタント登録規程第7条関係様式第16 号）の国土交通省の確認印のある表紙及び登録部門のわかる部分の 写し	1 部
8-5	・配置予定技術者等調書（現場代理人関係）	1 部
8-6	・配置予定技術者等調書【解体工事企業】（入札説明書 第3/1/ （4）/ア関係） ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二 （岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわか るもの。）（写し可）	1 部
8-7	・配置予定技術者等調書【建築工事企業】（入札説明書 第3/1/ （4）/イ関係） ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二 （岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわか るもの。）（写し可）	1 部
8-8	・配置予定技術者等調書【電気設備工事企業】（入札説明書 第3/1/ （4）/ウ関係） ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二 （岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわか るもの。）（写し可）	1 部
8-9	・配置予定技術者等調書【機械設備工事企業】（入札説明書 第3/1/ （4）/エ関係） ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二 （岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわか るもの。）（写し可）	1 部
8-10	・配置予定技術者等調書【造園工事企業】（入札説明書 第3/1/ （4）/オ関係） ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二 （岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわか るもの。）（写し可）	1 部

様式番号	書類名	部数
8-11	・配置予定技術者等調書【道路工事企業】(入札説明書 第3/1/(4)/カ関係) ・建設業法施行規則第2条第1号に規定されている様式第1号別紙二(岡山市との契約締結先となる営業所の最新の許可取得状況がわかるもの。)(写し可)	1部
8-12	・技術者に関する誓約書	1部

※様式集「第3 提出要領/ 8 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類」に従い、提示を求めている事項について記述の上、提出すること。

※低入札価格調査の対象となった場合は、上記申請書等に加えて、下記に示す(ア)及び(イ)の書類を提出すること。なお、提出した(ア)及び(イ)の書類は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

(ア) 当該価格により入札した理由(岡山市建設工事低入札価格調査実施要綱(以下「低入札価格調査実施要綱」という。)様式第1号の3)

(イ) 入札価格内訳書において、自ら施工する部分を除き、下請、資材購入等に係る見積りに基づく金額については、すべての当該見積書の写し

イ 提出方法

持参による。

ウ 提出期限

入札参加資格確認対象者となった日の3日後の午後5時まで。(なお、休日の場合はその翌日。ただし、正午から午後1時までを除く。)

エ 提出先

岡山市財政局財務部契約課

(22) 本事業を担当する課

岡山市総務局総務部新庁舎整備課
〒700-8544 岡山県岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：086-803-1151 / FAX：086-803-1141
E-mail：shinchousha@city.okayama.jp

(23) 入札・契約事務を担当する課

岡山市財政局財務部契約課
〒700-8544
岡山市北区大供一丁目1番1号
電話番号：086-803-1157 工事契約係(直通)

2 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。また、入札参加者は、入札説明書に定めるもののほか、岡山市契約規則、その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札書及び入札価格内訳書の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札書及び入札価格内訳書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(3) 入札の延期等

市が必要と認めたときは、入札の執行を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

(4) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- イ 入札方法に違反して行なわれた入札
- ウ 入札書に記名押印がない入札
- エ 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- オ 同一入札事項について同一人が 2 通以上の入札書を提出した入札
- カ 市が指定した方法以外の方法で入札書、入札価格内訳書、技術提案書及び改善技術提案書（以下「入札書等」という。）を提出した入札
- キ 入札書等が到着期限までに到着していない入札
- ク 封筒記載の事業名称又は差出人名と同封された入札書に記載された事業名称又は入札者名が相違する入札
- ケ 封筒に事業名称又は差出人名が記載されていない入札
- コ 1 通の封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- サ 入札価格内訳書が入札書とともに封筒に同封されていない入札
- シ 明らかに不正によると認められる入札
- ス 入札参加表明の確認を認められない者又は改善技術提案に関する要件の確認を認められない者がした入札
- セ その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

(5) 費用の負担

本事業への参加申し込み、入札書等の作成、及び入札に関して入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(6) 使用言語及び通貨

この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 技術提案書及び改善技術提案書の取扱い

ア 著作権

技術提案書及び改善技術提案書の著作権は入札参加者に帰属する。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負う。

ウ 技術提案書及び改善技術提案書の変更等の禁止

技術提案書及び改善技術提案書の変更、差し替え又は再提出は認めない。

エ 技術提案書及び改善技術提案書の使用等

提出された技術提案書及び改善技術提案書は、民間事業者の選定に関わる公表等以外に入札参加者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市はこれを無償で使用するができるものとする。

なお、提出された技術提案書及び改善技術提案書は返却しない。

(8) 市の提供する資料の取り扱い

入札参加者（入札までに辞退したものを含む）は、市が提供する資料を、本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札保証金

ア 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加えた額）の100分の5以上の額を納付すること。

入札保証金に代わる担保として提供することができるものは、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関」という。）の保証とする。

入札保証金を免除することができる者は、開札日の前日から過去3年間の間に、市との間で締結した契約を履行しないこと、市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者、又は入札保証保険契約を締結した者とする。

イ 納入方法

岡山市財政局財務部契約課において発行する納入通知書で納付し、開札日の前日（休日の場合はその前日）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（金融機関の保証を提供する場合は、開札日の前日（休日の場合はその前日）の午後3時までに契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(10) 契約条項等の閲覧

契約条項等は、市のホームページにおいて閲覧することができる。

3 許容価格及び提案の上限価格

(1) 許容価格

本事業の許容価格とは、「地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税相当額を含んだものをいう。

本事業の許容価格は、落札者の決定後に公表する。

(2) 提案の上限価格

入札参加者が提案する本事業の業務に係る対価の上限価格（消費税及び地方消費税の額を含まない。）は 8,376,970 千円とする

なお、当該上限価格は、本事業に係る対価を単純に合計した金額であり、契約書に規定する物価変動等は見込んでいない。

第5 事業者の選定

1 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

本事業は、設計・建設の各業務を事業者に一括して性能発注することで、各業務を通じた包括的な創意工夫が発揮され、より効率的かつ機能的なサービスの提供を求めるものである。したがって、落札者の決定方法については、入札価格のほか、設計・施工技術、市民・新庁舎で働く職員にとっての利便性や安全性等の確保及び業務の実施体制や取組姿勢、地域経済への貢献やSDGsへの配慮、公園・広場のコンセプト・ブランド力向上・ランドスケープ計画等の各面から総合的に評価する方式（総合評価一般競争入札）を採用する。

市は、税抜き許容価格以下で、入札説明書等で指定する性能等の要求水準を満たしている提案をした入札参加者の中から、落札者決定基準に基づき、落札者を決定する。

(2) 総合評価

市は、落札者決定基準に基づき、市の設置する技術評価委員会において技術提案書を評価し、技術評価点を算定する。また、市は、本書に示す開札を行った結果より、落札者決定基準に基づき、価格評価点を算定する。

技術評価委員会は、技術評価点と価格評価点の合計値である総合評価点の最も高い者を入札参加資格確認対象者として決定する。

(3) 落札者の決定

市は、入札参加資格確認対象者より提出された一般競争入札参加資格確認申請書等について、入札参加資格確認審査を行う。

当該審査の結果、入札参加資格を有することが確認できた場合は、落札者として決定する。ただし、本入札において、低入札価格調査実施要綱に規定する低入札価格調査を実施する場合においては、入札参加資格確認対象者を低入札価格調査実施要綱第7条の2第1項に規定する最低価格入札者としてみなし、落札者の決定については、低入札価格調査実施要綱に規定するところによる。落札者を決定した場合は、一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者に対して、入札参加資格確認結果を通知するとともに、速やかに公表する。

(4) 低入札価格調査に関する事項

入札参加資格確認対象者が提出した入札価格が低入札価格調査を行う基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）未満の場合は、低入札価格調査実施要綱に基づく、低入札価格調査を行う。この場合において、低入札価格調査実施要綱第7条第2項第1号の予備調査については行わないものとする。

本入札においては、低入札価格調査実施要綱第5条第1項に規定する調査基準価格の計算方法によらず、税抜き許容価格に100分の92を乗じて得た額（小数点以下の端数を切り捨てた額）を調査基準価格とする。

低入札価格調査実施要綱第7条の2第1項及び第8条における入札価格詳細内訳書を「入札価格内訳書」と読み替える。入札価格の根拠となる入札価格内訳書（様式7-2-2）を調査資料の一部とする。

調査班は、上記の入札価格内訳書、理由書及びその他提出を求める書類について、書類審査、聞き取り調査等を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認する。なお、低入札価格調査の対象者が提出する書類の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書等の受付期限以降に行う。

(5) 落札者を決定しない場合

入札参加者がいない、技術提案内容が要求水準等を満たす入札参加者がいない、入札参加資格を満たす入札参加者がいない、低入札価格調査により、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる等の理由により、本事業を実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、この旨を市のホームページ等で速やかに公表する。

2 契約手続き等

(1) 契約の締結

市は、落札者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。仮契約は、市議会の議決を得ることにより正式な本契約となる。

(2) 契約を締結しない場合

本書の「第3/1/(6)/エ」を参照すること。

(3) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者側の弁護士費用、印紙代など、契約書の作成に要する費用は、落札者の負担とする。

(4) 契約保証金

落札者は、建設工事請負契約に係る市議会の議決日の前日（休日の場合はその前日）までに、請負代金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、入札価格が低入札価格調査基準価格を下回った場合は請負代金額の100分の30以上の額を納付すること。（契約保証金に代わる担保として提供することができるものは、建設工事請負契約書（案）を参照すること。また、履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。）

(5) 契約不適合責任期間

契約不適合責任期間 2年

第6 その他

1 必要事項等の追加

本書に定めることその他、本事業への参加、入札書等の提出手続きに当たって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては本事業のホームページ（第4/1/(1)参照）において公表する。適宜、本事業のホームページにおいて確認すること。また、入札参加資格確認結果の通知後においては代表構成員に通知する。

2 情報公開及び情報提供

岡山市情報公開条例（平成 12 年市条例第 34 号）に基づき情報公開を行う。また、情報提供は、適宜、市のホームページを通じて行うものとする。

3 提案資料に関する事項

ア 著作権

市が提示した参考図書等の著作権は市に帰属し、提案資料の著作権は入札参加者に帰属する。

なお、本事業の公表その他市が必要と認めるときには、市は提案資料の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案資料については、本事業の公表以外には使用しないものとする。

イ 特許権等

特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理・運営方法等が提案内容に含まれ、本事業においてこれらを使用した結果生じた責任は、提案を行った入札参加者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該入札参加者は、市に対して当該損失を補償し、損害を賠償しなければならない。

ウ 市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

エ 複数提案の禁止

入札参加者は、複数の提案資料を提出することはできない。

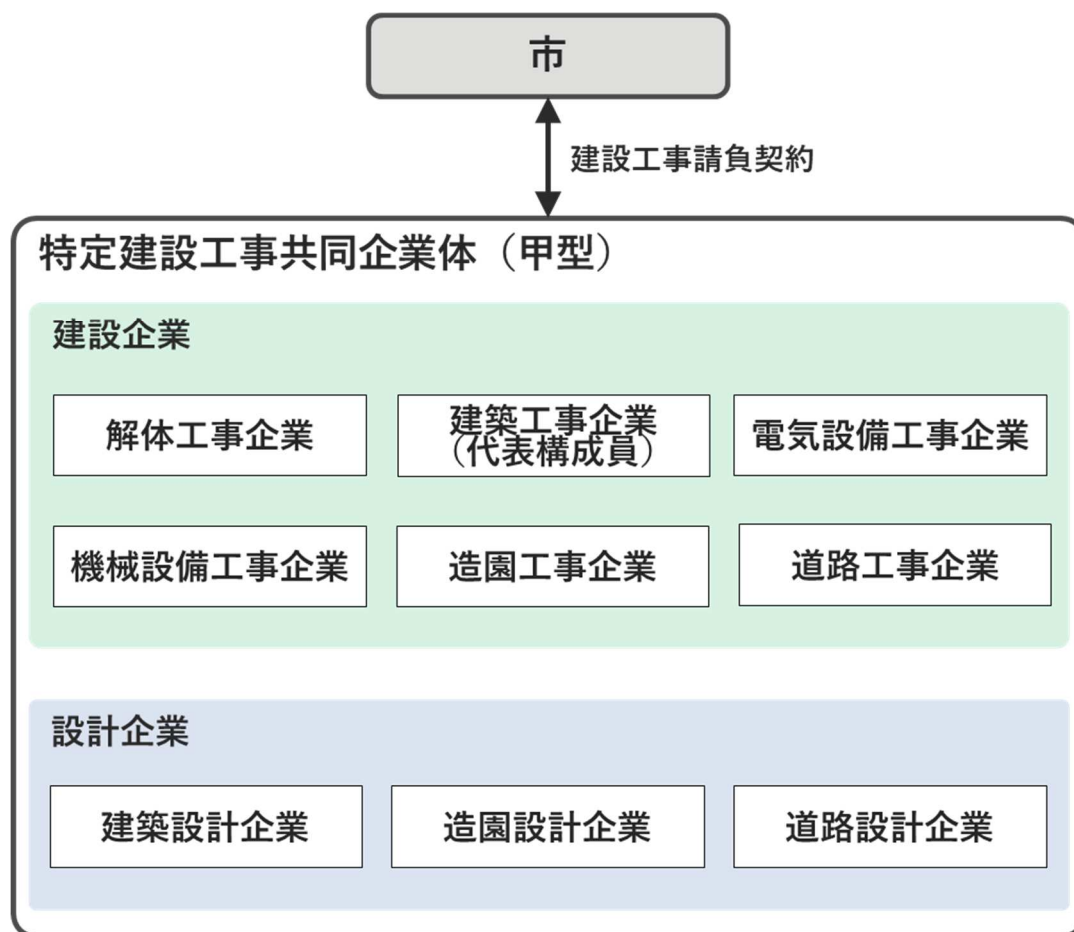
オ 提案資料の変更禁止

市に提出した後において、提案資料を変更することは認めない。

本事業履行場所位置図



本事業契約形態図



※各企業は、複数の者で構成することができる

※入札参加資格要件を満たす場合、1 者が複数企業を兼ねることができる
（全企業を 1 者で兼ねることも可能）

入札書等郵送についての注意事項

入札書の提出用封筒 記載例

7 0 0 0 9 1 3 岡山大供郵便局留 岡山市役所⑫契約課 行 岡山市新庁舎周辺施設整備事業 入札書等在中 簡易書留	○○特定建設共同企業体 代表構成員名 所在地・商号又は名称・代表者名
---	--

(表面)
(裏面)

※朱書

ア 封筒の大きさ

- ・角型 2 号 (240mm×332mm)

イ 封筒の中に入れるもの

- ・入札書（様式7-1）及び入札価格内訳書（様式7-2、様式7-2-1、様式7-2-2）を封入すること。
- ・一般書留又は簡易書留郵便により郵送すること。
- ・「岡山市新庁舎周辺施設整備事業 入札書等在中」、裏面に差出人名を記載すること。
（事業名、差出人名は入札書の記載と同一とすること。）
- ・複数の入札書等を同封しないこと。